

みずほレポート

2002 年 8 月 23 日発行 02-03F

設備投資に関わる税制・ 税負担の現状と改革の方向

MIZUHO みずほフィナンシャルグループ

富士総合研究所

[要 旨]

- 1 . 小泉内閣は構造改革の推進を掲げており、今年の最重要テーマの一つが税制改革である。経済財政諮問会議や政府税制調査会で改革項目の検討が進められているが、議論は収斂していない。短期の景気対応にとどまらず、中長期的な視点で税制を抜本的に改革する提案が求められる。
- 2 . 税制改革論議の中でも法人課税の問題は焦点の一つとなっている。本小論では、法人課税に関わる論点の中で減価償却制度など設備投資に関わる税制を中心に、現状の問題点を確認し、改革の方向性を検討した。
- 3 . わが国の法人税負担は基本税率という面からみると際立って重いとはいえないが、減価償却資産の償却期間や償却限度額に関して税負担に係る問題点を抱えている。償却期間の短期化や償却限度額の引き上げなど投資に関わる税制の改善が求められる。このような減価償却に関わる制度改革は、海外との競争条件の統一化を進めるとともに、企業の税負担の軽減・繰り延べ効果が期待される。
- 4 . 租税特別措置による各種減税施策が行なわれているが、設備投資促進効果は必ずしも明確ではない。一方で、業種や資産を限った投資減税が産業構造変化を歪ませる懸念も指摘されている。措置の重複化・複雑化の問題もあり、租税特別措置は整理・縮小させる方向が望ましい。
- 5 . 短期の景気対応投資減税を図る場合には、中立性にも配慮するとともに時限性を持たせるといった工夫が必要である。また、財政再建への留意は怠るべきではなく、税額控除よりは特別償却を用いるべきであり、他の租税特別措置の整理・集約や歳出見直しを一体的に行なうなどして財政赤字を拡大させないように配慮する必要がある。

調査研究部 経済・産業構造担当

主事研究員 内藤 啓介

(TEL) 03-3201-0517

(E-mail) keisuke_naitou@fuji-ric.co.jp

[目 次]

はじめに	3
1 . 設備投資に関わる税制～減価償却と租税特別措置	4
(1) 法人税と減価償却制度	4
(2) 租税特別措置	6
2 . 設備投資に関わる税制・税負担の国際比較	10
(1) 主要国の減価償却制度・投資優遇措置	10
(2) 税負担の状況	12
3 . 設備投資減税と税負担・投資活動	16
(1) わが国における投資促進税制措置	16
(2) 80 年代の米国の投資税制改革	20
4 . 設備投資に関わる税制の在り方	25
(1) 投資税制・税負担軽減策に対する考え方	25
(2) 景気対応の税制措置と税制改革	28
5 . まとめ～求められる投資税制の改革	31

はじめに

昨春発足した小泉内閣は構造改革の推進を掲げているが、今年の最重点の改革テーマの一つが税制改革である。1990年代以降わが国経済の不振が続くなかで、この間誕生した内閣はいずれも改革を課題としてきた。規制改革、行政改革、財政構造改革などが標榜されてきたが、その成果は必ずしも十分には得られていない。税制については、97年に消費税率の引き上げが実施されたものの、基本的には景気対策としての所得税や法人税の減税策が中心であった。将来に目を向ければ、少子高齢化が進み人口の減少への転換が目前に迫るなかで、税制の抜本的な改革が喫緊の課題となっている。

経済の不振が長期化している状況下で、経済を活性化させるための税制改革への取り組みは確かに重要である。一方でわが国の財政状況は、税収の落ち込みやここ10年間の累次の景気対策による歳出の拡大などから、たいへん厳しい状況に陥っている。国の一般会計は80兆円の歳出に対し、税収は50兆円弱に過ぎず、大幅な財政赤字を余儀なくされている。財政面からの制約が大きい中で、少子高齢化やグローバル化に対応し、経済の活性化をも図っていかねばならないという、むずかしい税制改革が迫られているといつてよい。税制改革の推進役となる経済財政諮問会議と政府税制調査会の議論¹が錯綜した状態となっているのも、困難な税制改革の実情を反映しているといえよう。

景気は循環的には底入れしたとみられているが、いぜんとして厳しい状況にある。こうした状況下、産業界を中心に投資減税など税負担軽減策への要望も強い。わが国の国際競争力の低下を指摘する議論も多く、税制改革項目のうちでも法人税制への関心は非常に高まっているといえる。そこで、本小論では法人税のなかでも経済の動力ともいえる設備投資に関わる部分に焦点を当て、現状の問題点を確認し改革の方途を検討する。この際忘れてならないことは、短期の景気対応のみならず、中長期的な観点から改革の効果を検分し、経済に対して大きな歪みを与えない税制の方向性を模索することであろう。そのような抜本的な税制改革の課題として、設備投資に関わる税制のあり方を検討する必要がある。

わが国の法人課税負担はどう評価すべきなのか。財政再建とのバランスをどのように調整していくのか。以下では、設備投資に関わる税制、減価償却制度に焦点を当て、財政事情にも配慮した改革の流れを考える。

¹ 政府税制調査会は6月14日に「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を答申した。経済財政諮問会議は6月21日に税制改革の基本方針を盛り込んだ「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を決定した。

1．設備投資に関わる税制～減価償却と租税特別措置

はじめに、わが国の設備投資に関わる税制の現状について確認しておこう。ここでは、減価償却制度と設備投資促進効果をもつ政策措置としての法人関係租税特別措置について概観してみた。

(1) 法人税と減価償却制度

減価償却制度

設備投資により取得した固定資産の費用は、減価償却費として損金に算入される。このため、企業が行なう設備投資は、法人税の課税所得額や納税額に影響を与える。ある年の減価償却額が大きくなれば、それに応じて法人税負担は小さくなる。

減価償却資産は、品目別に耐用年数と償却率が法定されている。したがって、法定耐用年数を短期化させたり、加速度償却（償却ペースを法定耐用年数より短縮させるもの）や割増償却を認めることなどにより、特定の年度の法人税の負担を軽減することができる。

加速度償却や初年度割増償却は税の繰り延べ効果をもつもので、原則として最終的な合計納税額は変わらない。しかし、早め早めに償却を行なうことで資産取得後期近の課税額が圧縮され、キャッシュフローを前倒しで得られるメリットがある（図表1）。とくに経済活動が活発で每期每期設備投資を拡大させていくような状況下では、企業経営者は投資費用を早期に回収することでキャッシュフローを手当てできるメリットが大きいことが指摘されている。

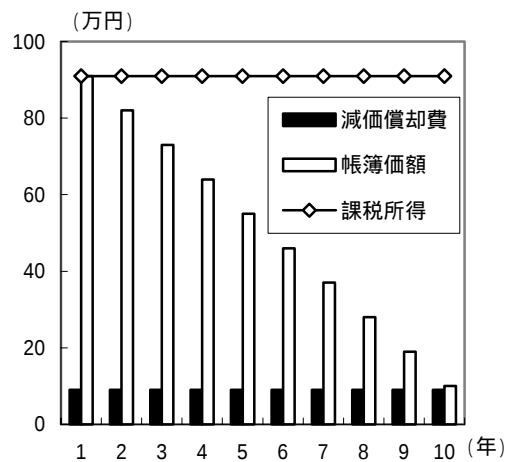
このため、加速度償却や割増償却により税の繰り延べ効果を高めれば、短期的な設備投資インセンティブが強まると考えられる。これまで実施されてきた投資減税措置も資産取得初年度に特別償却（割増償却）を認めることにより、企業の設備投資を促すものが多い。

図表1 減価償却と課税所得（計算例）

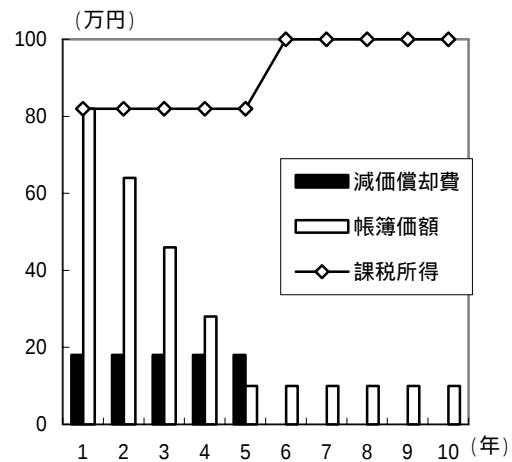
〔計算の前提〕

- 償却資産の取得価額：100万円
- 残存価額：10万円
- 耐用年数：10年、5年（に短縮）
- 課税所得（減価償却前）：100万円

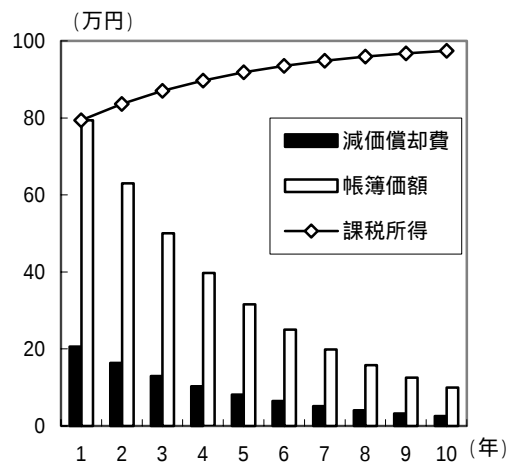
[定額法10年]



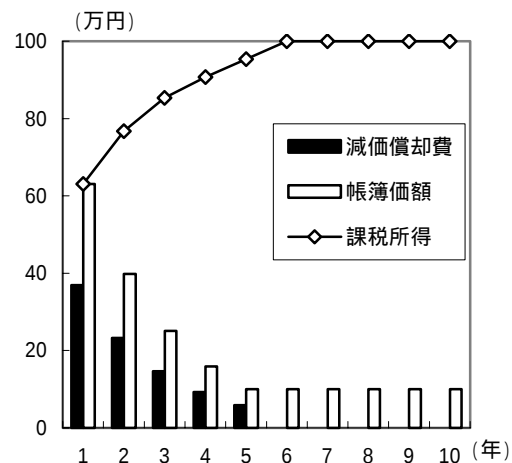
[加速度償却:定額法5年]



[定率法10年]



[加速度償却:定率法5年]



インフレと減価償却

減価償却費の計算は資産取得時の価格に基づいて行なわれる。このため、インフレ時には、資産の再投資に必要な価格が上昇する一方で、償却額にはインフレによる価格上昇が反映されず、償却不足が生じることとなる。こうした状況下では再投資価格と償却額の乖離が大きくなる前に償却を進めてしまうこと、すなわち加速度償却を認めることより対応することが有効であると考えられる。

後述（第3章）するように、米国のレーガン政権が80年代初頭に導入した加速度償却は、このようなインフレに対応する側面を持っていた。

(2) 租税特別措置

租税特別措置の手法

租税特別措置は、政策目的のために所得税や法人税などの税負担を軽減・繰り延べする措置である。わが国では主として以下のような手法が用いられている。

- [所得控除]：収入金額、所得金額等の一定の割合を損金に算入
- [税額控除]：法人税額から一定の割合の税額を控除
- [特別償却]：通常の減価償却とは別に取得価額や普通償却限度額の一定割合を追加的に償却し課税を繰り延べ
- [準備金]：準備金として積み立てた額を損金に算入

租税特別措置による税負担軽減・繰り延べ策として、中小企業投資促進税制の例をみてみよう。中小企業投資促進税制は 1998 年の経済対策により導入されたもので、中小企業が措置対象となる資産の新規設備投資を行なった場合、初年度特別償却か税額控除によって法人税負担を繰り延べ・軽減することができる。

次ページの仮設例では、通常であれば当年度 149 万円の納税額が、特別償却を用いた場合 83 万円の、税額控除を用いた場合 119 万円の減少を示している。

【租税特別措置の事例：中小企業投資促進税制】

< 想定条件 >

- ・ 課税所得額：800 万円（減価償却費計上前）
- ・ 機械の取得価額：1000 万円
- ・ 機械の使用期間：4 か月間（12 月に購入し、同月から年度末まで使用）
- ・ 償却条件：定率法（36.9% / 年）で償却、耐用年数は 5 年
- ・ 法人税率：22%（中小企業の軽減税率）
- ・ 国税のみの試算

< 通常の税負担（当年度） >

- ・ 普通償却額：1000（万円）× 0.369（償却率）×（4/12）（使用期間）= 123（万円）
- ・ 課税所得額：800（万円）- 123（万円）= 677（万円）
- ・ 納税額：677（万円）× 0.22（法人税率）= 149（万円）

< 特別償却を用いた場合の税負担（当年度） >

- ・ 中小企業投資促進税制による特別償却
……取得価額の 30% の上乗せ償却が可能
 - ・ 特別償却額：1000（万円）× 30（%）= 300（万円）
 - ・ 償却額（合計）：123（万円）+ 300（万円）= 423（万円）
 - ・ 課税所得額：800（万円）- 423（万円）= 377（万円）
 - ・ 納税額：377（万円）× 0.22（法人税率）= 83（万円）
- （*）ただし翌年度以降は、特別償却による先取り分に応じて減価償却額が圧縮される。

< 税額控除を用いた場合の税負担（当年度） >

- ・ 中小企業投資促進税制による税額控除
……取得価額の 7%（法人税額の 20% まで）
 - ・ 法人税額：149（万円）……通常の税負担に同じ
 - ・ 税額控除額：149（万円）× 20（%）= 30（万円）
……取得価額（1000 万円）の 7% は 70（万円）だが、
法人税額の 20% が控除上限のため
 - ・ 納税額：149（万円）- 30（万円）= 119（万円）
- （*）控除しきれなかった 40（万円）は翌年度に繰り越し可能。

（資料）中小企業庁の制度説明などにより作成。

法人税に関する租税特別措置

わが国では、投資促進効果をもつ各種の租税特別措置が講じられている（図表２）。措置の多くは、中小企業対策、地域対策、環境対策など個別政策目的に対応している。内容が重複するような措置も多く、制度が複雑化しているとの問題点が指摘されており、このような租税特別措置の整理は税制改革の課題のひとつと位置付けられている。

図表２ 設備投資促進効果をもつと判断される主な租税特別措置（２００１年度）

税制措置名称	対象設備等	特別償却	税額控除
エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（エネルギー税制）	エネルギー需給構造改革推進設備等	基準取得価額の３０％（中小企業のみ）	７％（法人税額の２０％相当額まで）
中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制）	電子機器利用設備（中小企業）	取得価額の３０％	７％（法人税額の２０％相当額まで）
中小企業等基盤強化税制	事業基盤強化設備	基準取得価額の３０％	７％（法人税額の２０％相当額まで）
事業化設備等の税額控除又は特別償却	事業化設備	取得価額の３０％	７％（法人税額の２０％相当額まで）
沖縄の投資関連税額控除（各種）	工業用機械・事業化設備など（沖縄の自由貿易地域など）		１５％（法人税額の２０％相当額まで）
中小企業投資促進税制	特定機械装置	取得価額の３０％	７％（法人税額の２０％相当額まで）
公害防止用設備の特別償却	公害防止に資する機械・減価償却資産	取得価額の１６％（初年度）	
電線類地中化設備の特別償却	電線類地中化設備	取得価額の５％（初年度）	
船舶等の特別償却	一定の船舶・機械その他の設備	取得価額の１６％（初年度）	
航空機の特別償却	一定の航空機	取得価額の５％（初年度）	
特定中核的民間施設等の特別償却	特定中核的民間施設（多極分散型国土形成促進法の重点整備地区内等）	取得価額の７％、１０％（初年度）	
高度技術産業用設備の特別償却	高度技術産業用設備（特定高度技術産業集積地域内）	取得価額の１５％（初年度）	
特定電気通信設備等の特別償却	電気通信基盤充実設備など	取得価額の１５％など（初年度）	
特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却	特定集積地区内における輸入関連事業用資産	取得価額の２２％（初年度）	
低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却	低開発地域工業開発地区における工業用機械装置・工場用建物	取得価額の１０％（建物は５％）（初年度）	
農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却	農村地域工業等導入地区における工業用機械装置・工場用建物	取得価額の１０％（建物は５％）（初年度）	

（資料）政府税制調査会資料等により作成。

図表 3 は、租税特別措置のうち中小企業関連措置の概要を例示したものである。業種や対象償却資産を特定したうえで、特別償却や税額控除により新規設備投資を誘導することをねらいとしている。

図表 3 中小企業の設備投資税制対策の事例

【中小企業投資促進税制】

- ・機械設備等の近代化・合理化を促進するもの。
- ・指定事業（製造業などほぼすべての業種）のための設備投資（新規資産取得・リース契約）につき、特別償却や税額控除が可能。
 - …取得価額の 30% を初年度に特別償却、リース賃借費用総額の 60% につき 7% の税額控除（1998 年 6 月～2002 年 3 月末）。
- ・1998 年 4 月の総合経済対策で創設（以後毎年延長）。2002 年度税制改正で適用期間を 2 年延長（対象設備の取得価額基準も引き下げ）。

【中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制）】

- ・メカトロ機器・電子計算機の導入を促進するもの。
- ・指定事業（製造業などほぼすべての業種）のためのメカトロニクス機器・電子計算機の設備投資（新規資産取得・リース契約）につき、特別償却や税額控除が可能。
 - …取得価額の 30% を初年度に特別償却、リース賃借費用総額の 60% につき 7% の税額控除（1984 年 4 月～2002 年 3 月末）。
- ・2002 年度税制改正により中小企業投資促進税制に一本化。

【中小企業創造活動促進法関係措置（ベンチャー税制）】

- 設備投資のための特例措置
 - ・研究開発費売上高比率 3% 超や創業 5 年未満の中小企業の投資の特例。
 - …取得機械・装置の 7% 税額控除か 30% の特別償却。
 - ・対象：中小企業・創業者（中小企業創造活動促進法に定めるもの）
 - 取得価額が 280 万円以上の機械・装置。
 - ・中小企業等基盤強化税制との選択適用。

（資料）中小企業庁「中小企業施策総覧」、「中小企業関係税制改正の概要」により作成。

2. 設備投資に関わる税制・税負担の国際比較

ここでは、前章で示したわが国の設備投資関連税制を主要国と比較することにより、わが国の設備投資税制の問題点を明確化する。

(1) 主要国の減価償却制度・投資優遇措置

減価償却制度の国際比較

まず、主要国の減価償却制度について比較してみた(図表4)。わが国は償却価額(限度額)が取得価額の95%までとなっており、他の主要国(原則取得価額全額)と比べ低い。これらは、わが国企業の法人税負担を大きくする一因になっていると考えられる²。また、償却期間・耐用年数について、わが国は総じて長めと判断される。このため、わが国の減価償却制度に見直し(償却限度額の引き上げ、償却期間の短期化)が必要となろう。こうした見直しは、企業の税負担の軽減・繰り延べにつながり、設備投資促進にも寄与するであろう。

図表4 減価償却制度の国際比較

		日本	米国	英国	フランス	ドイツ
償却方法	建物	定額法	定額法	定額法	定額法	定額法
	機械装置	定額法 定率法	定率法(原則)	定率法	定額法(原則) 定率法	定額法(原則) 定率法
償却価額		取得価額の95%	取得価額	取得価額と 原価の低い方	取得価額	取得価額
償却期間	建物	7～50年	39年	25年	20～25年	20～50年
	機械装置	2～25年	5～20年	4～8年	1～25年	5～20年
主要資産の耐用年数						
事務所用建物		22～50年	39年(定額法)	償却不可	25年(定額法)	50年(定額法)
倉庫		9～31年	39年(定額法)	25年(定額法)	20年(定額法)	50年(定額法)
製造工場		11～38年	39年(定額法)	4年(定率法)	20年(定額法)	10年(定額法)
機械装置		3～25年	5年(定率法)	4年(定率法)	20年(定額法)	10年(定率法)
器具備品		5～15年	7年(定率法)	4年(定率法)	5～10年(定額法)	10年(定率法)
コンピューター		6年	5年(定率法)	4年(定率法)	1～5年(定額法)	10年(定率法)
車両		4～6年 (定額法による)	5年(定率法)	4年(定率法)	4～5年(定額法)	5年(定率法)
少額資産の取り扱い		取得時損金算入 (20万円未満)	特例なし	特例なし	取得時損金算入	取得時損金算入
償却期間の設定典拠		省令	内国歳入法典	所得・法人税法	判例 (業界慣行)	ガイドライン (連邦・州財務省)

(資料) 政府税制調査会資料、「図説日本の税制」、経済産業省資料、
川田剛(編)「海外税制参考資料集」、各国資料などにより作成。

² 5%の残存価額は固定資産税負担要因ともなる。また、廃棄の際に特別損失の計上を要する。

欧米主要国の税制上の投資優遇措置

欧米主要国においても各種投資優遇税制措置が取られており、中小企業のための支援税制や地域振興のための税制優遇が設けられているケースが多い。これらと比べて、現状わが国の投資優遇措置が手薄であるとみることはできない。例えば、欧米主要国では、税額控除による投資優遇はほとんど用いられていない。むしろ、各国に比べわが国の措置はより複雑化していることが問題視されている状況にある。

米 国	・投資税額控除：事業IT利得・税額控除、修復支出税額控除、造林税額控除 ……1987年の税制改正で税額控除の多くが廃止された。 ・（準備金や引当金は損金計上を認めていない）。 ・景気対策の特別償却（2002年導入） ：初年度30%（同時テロ発生後3年以内に取得した動産が対象）。 ・ブッシュ政権は中小企業向け投資減税を検討中：10年間で70億ドル規模。
英 国	・産業振興指定地域における建物（付属する機械・設備も）取得時の初年度特別償却（地域選定援助：Regional Selective Assistance）。 ・産業振興指定地域における地方税の減免。 ・中小企業の初年度特別償却（40%）。 ・小企業によるIT関連支出の初年度全額償却（2003年度までの時限措置）。 ・税額控除による優遇措置はなし。
ド イ ツ	・中小企業の投資優遇税制：初年度20%特別償却、資産購入目的の特別準備金。 ・船舶、航空機取得時の割増償却。 ・不要設備の売却益課税の繰り延べ措置。 ・旧東ドイツ地域における投資優遇措置（投資補助金制度） （＊）2000年税制改正において法人税率の引き下げと減価償却率の引き下げ（代替財源措置）などが実施されている。 ・税額控除による優遇措置は事実上なし（制度はあるが制定以来未発動）。
フ ラ ン ス	・特定地域における中小法人の加速度償却。 ・（研究開発費に係る税額控除）。 ・環境対策各種投資優遇措置。 ・税額控除による優遇措置は事実上なし。

(2) 税負担の状況

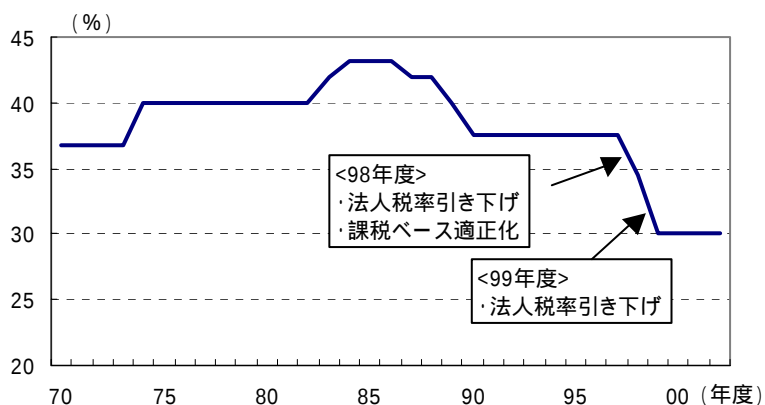
わが国の法人課税の負担が重く、経済成長の制約要因になっているという見方が根強い。ここでは、税率面からみた法人課税の実状を確認しておきたい。

法人税率の比較

わが国の法人税基本税率は 80 年代後半から順次引き下げられ、現在は 30% となっている（図表 5）。現在、この基本税率水準そのものは先進主要国の中で高いとはいえない（図表 6）。

しかし、各国とも法人税率は引き下げ方向にある。ドイツが大胆な税率引き下げに踏み切るなど「税率引き下げ競争」ともいえる状況となっている。また、アジア諸国の法人税基本税率は、中国 33.0%、韓国 27.0%、台湾 25.0%、シンガポール 24.5%³、香港 16.0% などわが国より低水準となっているところが多い（2002 年 1 月）。

図表 5 法人税率の推移



図表 6 主要国の法人税基本税率

	(%)				
	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
1980年	40.0	46.0	52.0	56.0	50.0
1990年	37.5	34.0	35.0	50.0	37.0
2001年	30.0	35.0	30.0	25.0	33.3

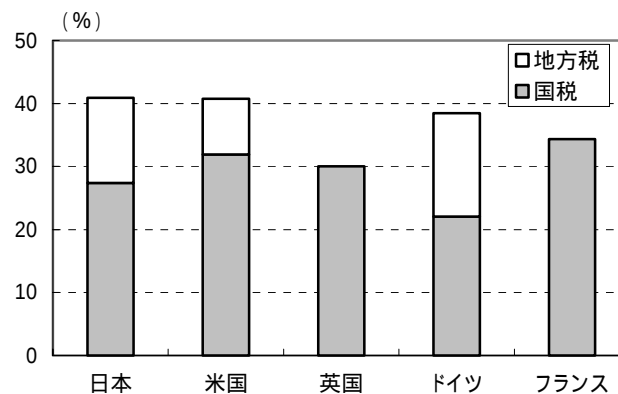
（注）留保分と配当分とで税率が異なる国については、留保分を表示。

（資料）政府税制調査会資料等。

³ シンガポールは、法人税率を 22% に引き下げる方向で審議されている。

一方、地方自治体の法人課税等も含めた法人課税の実効税率は現在 40% 強。主要国の中では高めの水準にある（図表 7）。とくに、法人事業税など地方の法人課税の税負担が相対的に大きい⁴。今次税制改革では、法人事業税負担の軽減が打ち出される方向である。

図表 7 主要国の法人所得課税の実効税率（2001 年）



（注）米国の地方税はカリフォルニア州の法人税。

（資料）政府税制調査会資料など。

また、わが国と米国の有力企業（株式時価総額上位 10 社の事業会社）の財務諸表からみた（事後的な）税負担をみたものが図表 8 である。税率が低い他国や州で事業を行っている企業の実効税率が低くなりやすいなど留意すべき点があるが、わが国企業の税負担が総じて重いという評価となろう。

図表 8 大企業の財務諸表からみた税負担（日米比較）

日本企業10社平均		47.1	米国企業10社平均		33.6
トヨタ	47.3		GE		31.0
NTT	45.4		マイクロソフト		33.0
ソニー	43.5		エクソンモービル		42.4
ホンダ	46.4		ウォルマート		36.5
キヤノン	38.4		ファイザー		35.4
松下電器	49.5		インテル		30.4
日立製作所	50.9		IBM		29.8
イトーヨーカ堂	45.1		ジョンソン・アンド・ジョンソン		27.5
富士フィルム	43.9		AOL・タイムワナー		38.9
NEC	61.0		メルク		30.6

（注）1．数値は各企業の財務諸表から算出した実効税率（%）。

2．日米とも株式時価総額上位10事業会社。

3．日本は2001年3月期、米国は2000年12月決算等。

（資料）経済産業省。

⁴ 実効税率を試算する場合、通常地方の法人税率には標準税率（5%）が用いられるが、多くの自治体は制限税率の上限（6%）としている。また、米国はカリフォルニア州より税率が低い州もあり、地方の税負担の日米格差はさらに大きいと見るべきであろう。

減価償却ペースの比較

次に、減価償却ペースについて、日米間の資産別の状況を確認する。主な減価償却対象資産の法定耐用年数をみると、資産によってばらつきはあるものの総じてみれば日米間で著しい差異は見受けられない（図表9）。

しかし、米国は加速償却制度によって償却期間が法定耐用年数より短くなる。このため、わが国より早めに資産が償却される。例えばわが国で法定耐用年数11年となっている民生用電気機器製造設備は、米国であれば5年で償却される。同様にわが国で10年となっている自動車製造設備は、米国では7年で償却されることになる。

主要国のなかでも米国はとくに償却ペースが早いことが指摘されているが、わが国は英国やドイツと比べても償却ペースが遅いことを示す累積減価償却率の比較試算もある⁵。

図表9 米国の減価償却資産の償却年数・法定耐用年数のわが国との比較（機械設備）

区分	対象資産例・法定耐用年数	対応する日本の資産例	法定耐用年数
3年償却資産	法定耐用年数4年以下の資産 一部の自動車製造用装置（3年） 一部の飲食物製造用装置（4年）	パソコン・その他電子計算機	4年・5年
5年償却資産	法定耐用年数4年超10年未満の資産 電算機等（6年） 複写機（6年） 電気製品製造資産（6年） バス（9年） 乗用車 半導体製造装置 試験研究用資産 ハイテク電話機器 ハイテク医療機器	複写機	5年
7年償却資産	法定耐用年数10年以上16年未満の資産 航空機（12年） 自動車製造用資産（12年） 製鉄に用いる資産（15年）	民生用電気機器製造設備	11年
10年償却資産	法定耐用年数16年以上20年未満の資産 石油精製に用いる資産（16年） 船舶（18年）	自動車（その他）	6年
15年償却資産	法定耐用年数20年以上25年未満の資産	自動車（小型車）	4年
20年償却資産	法定耐用年数25年以上の資産	半導体製造設備	5年・7年
		試験・測定機器	5年
		電話設備等	6年・10年
		医療機器	4年～10年
		飛行機	5年～10年
		自動車製造設備	10年
		鉄鋼業に係る設備	7年～15年
		石油精製設備	7年～14年
		船舶	4年～15年

（資料）減価償却資産の耐用年数表などにより作成。

⁵ 自動車製造装置を用いた西野の試算（次ページ図表10）。

図表 10 主要国の累積減価償却率の比較（試算例）

償却 年度	日本(定率法10年)		米国(ACRS 5年)		米国(修正ACRS7年)		英国(定率法25%)		ドイツ(定率法12年)	
	償却率	累積償却率	償却配分率	累積償却率	償却配分率	累積償却率	償却率	累積償却率	償却率	累積償却率
5	20.6	64.3	21.0	100.0	8.9	77.7	25.0	76.3	25.0	72.3
10	20.6	88.7	(5年で終了)		(8年で終了)		25.0	94.4	25.0	93.4

（注）自動車製造設備（初年度は期中の半年経過後に取得）を想定。

ACRS は加速度減価償却制度。

（資料）西野万里「法人税の経済分析」。

3 . 設備投資減税と税負担・投資活動

税制改革を巡る議論では、当面の景気対応も見込んで投資減税を求める声が強まっている。この章では、わが国のこれまでの投資促進税制措置が有効であったのかどうかを検討するとともに、しばしば投資減税の参考例として引用される 80 年代のレーガン政権の税制改革についてその評価と問題点を整理した。

(1) わが国における投資促進税制措置

租税特別措置による税負担軽減効果

先に見たように、わが国では各種租税特別措置によって投資促進が図られてきたが、その効果のほどを高く評価する見方はむしろ少ない。1990 年代については総じて設備投資が停滞基調にあり、政策的に設備投資が大きく押し上げられたという状況にはなかったといっていよう。

ただし、租税特別措置が施された以上、実際に設備投資を行なった企業の税負担に影響したことは間違いない。財務省の取りまとめによると、2001 年度の租税特別措置による税収の減少額(税負担の軽減額)は、2 兆 3,620 億円。このうち法人税の減収額は 4,900 億円であり、うち投資減税(景気対策)の減収額が 1,510 億円 (法人税減収額の 30.8%) となっている。中小企業投資促進税制や中小企業技術体化投資促進税制などによる税収減収額が大きい(図表 11)。法人税収 (11 兆円強) に対する税負担軽減効果をみると、企業関係租税特別措置による減収額の割合は、2001 年度において約 4.1%となる。

図表 11 租税特別措置による税収減収額 (投資関連など主なもの、2001 年度)

中小企業投資促進税制	1,450 (億円)
中小企業新技術体化投資促進税制	570 (億円)
エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	480 (億円)
医療用機器等の特別償却	150 (億円)
公害防止用設備の特別償却	110 (億円)
中小企業等基盤強化税制	50 (億円)
再商品化設備等の特別償却	40 (億円)
(老人等の少額預金の利子の非課税等)	6,010 (億円)
(住宅借入金等を有する場合の特別税額控除)	5,870 (億円)
(追加試験研究費等の税額控除)	410 (億円)
(中小企業等の貸倒引当金の特例)	290 (億円)

↓ (参考)投資関連以外

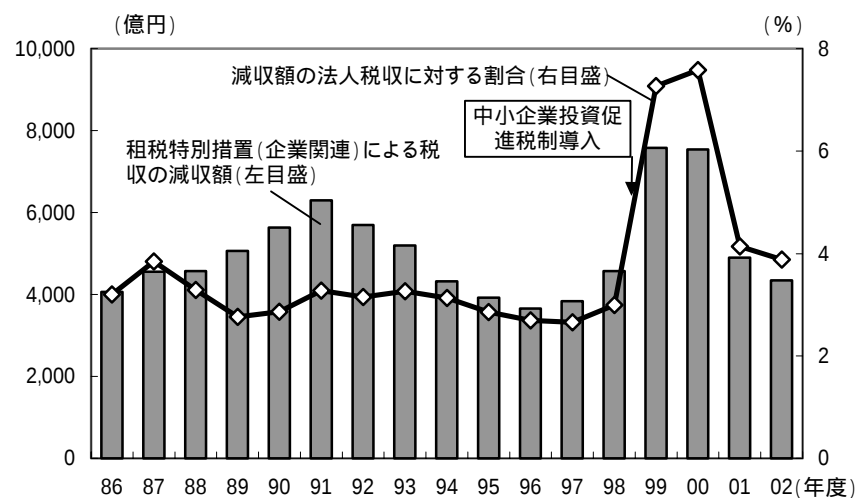
(出所) 政府税制調査会資料。

中小企業投資促進税制の事例

1998 年の経済対策で創設された中小企業投資促進税制は、過去の租税特別措置と比べて税収減少効果（税負担軽減効果）が大きかった（図表 12）。

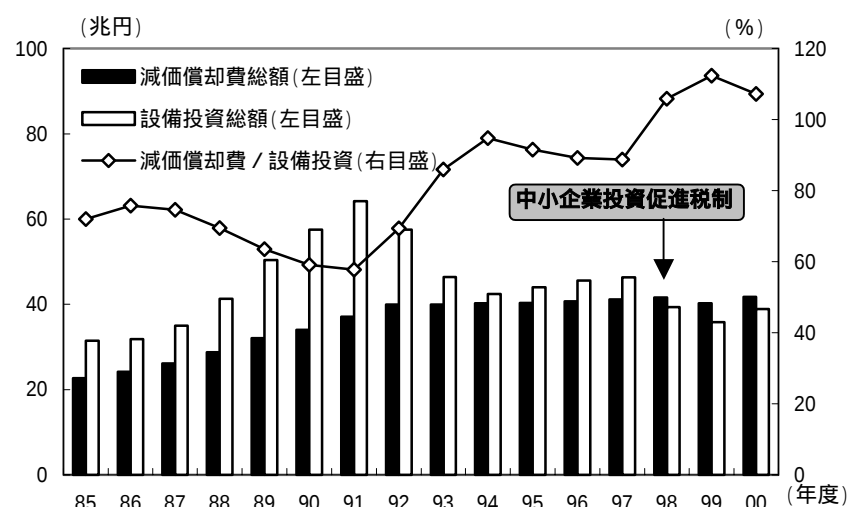
しかし、マクロ的に設備投資が盛り上がる結果とはならなかった（図表 13）。一方で、設備投資の減少に対し償却額はほぼ横ばいで、「減価償却費 / 設備投資」比率は大きく上昇している。設備投資を行なった企業がキャッシュフローを確保するといった形で、一定の対策効果が得られたことは間違いない。

図表 12 租税特別措置（企業関連）による税収の減収額の推移



（資料）政府税制調査会資料。

図表 13 設備投資額と減価償却額



（資料）財務省「法人企業統計」により作成。

以上を踏まえると、投資優遇税制措置が導入されたものの、厳しい景気情勢のなかで企業経営者の先行きの需要見通しや投資収益への期待が弱く、設備投資に踏み切る企業が必ずしも増加しなかったものと考えられる。一方で、そうした状況下にもかかわらず設備投資を行なった企業については、税制措置によって減価償却額を上増すといった恩恵を受けたものと把握できるのではないだろうか。

なお、試みに投資減税要因を組み入れた設備投資関数による推計を行なったが、投資減税の効果は必ずしも明確ではない（図表 14）。経済対策としての投資促進税制措置は、景気が下向きで投資意欲が鈍い状況下で導入されることが多い。このため、減税と設備投資の関係が見えにくくなってしまうものと考えられる。

図表 14 投資減税要因を含む関数推計結果

	被説明変数	説明変数	t値	決定係数
	実質企業設備投資	実質需要 (GDP、1～4期前平均)	11.34	0.7893
		長期金利 (1～4期前平均)	4.27	
		租税特別措置による税収減収額 (企業関係)	3.30	
	実質企業設備投資	実質需要 (GDP、1～4期前平均)	11.26	0.7294
		租税特別措置による税収減収額 (企業関係)	4.14	
	実質企業設備投資	実質需要 (GDP、1～4期前平均)	7.17	0.7618
		法人企業減価償却額 (1～4期前平均)	-5.33	
	中小企業設備投資	実質需要 (GDP、1～4期前平均)	5.35	0.3417
		中小企業投資優遇税制ダミー	-4.67	

（注）金利とダミーを除き対数による推計。推計期間は85年1-3月期～01年10-12月期。

（資料）国民所得統計、法人企業統計、金融経済統計月報、政府税制調査会資料など。

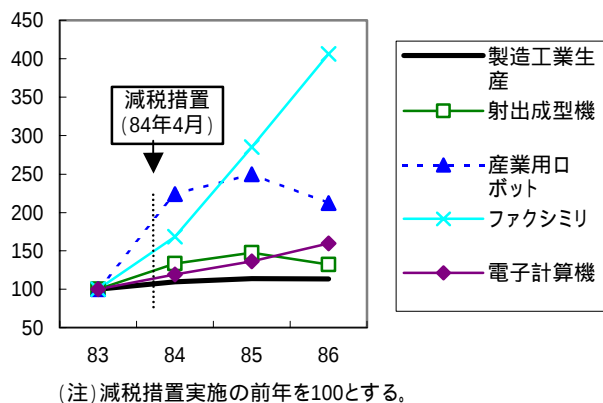
投資促進措置と対象減価償却資産の動き

以上のように、投資促進税制措置と設備投資のマクロ的な関係ははっきりしないが、減税措置の対象となっている特定の減価償却資産については、相応の効果が現れる可能性がある。租税特別措置が実施された前後の時期における対象償却資産（個別に指定されているもののうち主なもの）の生産状況をみたのが、図表 15 である。「電子利用設備の特別償却・税額控除」導入時の産業用ロボットやファクシミリ、「事業革新設備の特別償却」導入時の集じん機器や産業用ロボットなど一部の機器について生産の大幅な拡大が認められる。

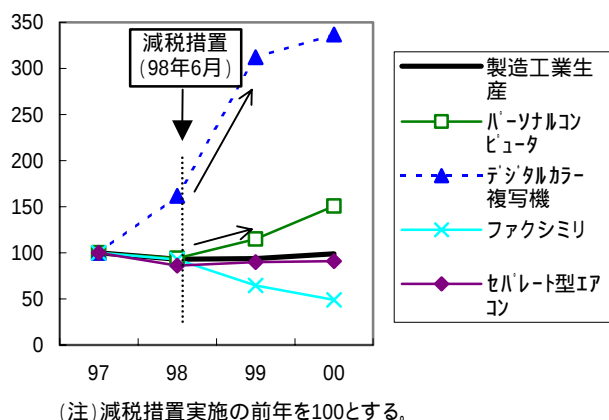
金利等の投資環境が同一であるとみれば、このように税制措置の対象資産が増加しているのは、政策効果の現れとみることができよう。

図表 15 租税特別措置（投資優遇策）による製品の生産状況の事例

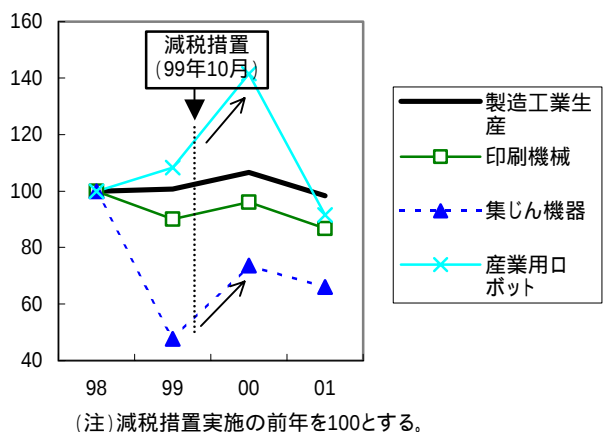
[電子機器利用設備の特別償却・税額控除導入時（1984 年）]



[中小企業投資促進税制導入時（1998 年）]



[事業革新設備の特別償却導入時（1999 年）]



（資料）経済産業省「生産動態統計」により作成。

(2) 80 年代の米国の投資税制改革

次に 80 年代におけるレーガン政権の 2 度にわたる税制の抜本的改革（1981 年と 86 年）について、設備投資に関する改革状況を確認し、その評価と問題点をまとめた。

レーガン政権による投資税制改革 （1981 年）

最初の税制改革は、レーガン政権がスタートして早々に実施に移された。設備投資に関しては、下にまとめたように加速度償却制度（加速度減価回収制度）が導入されたことが最大のポイントである。これにより機械設備や建物の償却期間が大幅に短縮された。また、投資税額控除も拡充され、設備投資を促進するインセンティブが強められた。

経済再建のための 1981 年租税法（*Economic Recovery Tax Act of 1981*）

- ・ 所得税の限界税率・最高税率の引き下げ
- ・ 加速度償却制度（ACRS）の導入～減価償却資産の償却年数の短縮
機械設備の償却期間：[平均]8.6 年→5 年
（[例]産業設備：平均 8.6 年→5 年、産業用プラント：平均 23.8 年→15 年）
- ・ 投資税額控除（Investment Tax Credit）の拡充
最高額：10 万ドル→12.5 万ドル
- ・ 中小企業の法人税率の引き下げ
- ・ セーフハーバーリース規定⁶の導入
税額控除の恩恵を受けられない赤字企業などに減税効果

1981 年の改革はこのように大胆に投資税制を見直すものであったが、設備投資への効果については賛否両論があり、また多くの問題点が指摘された。

< 設備投資への影響 >

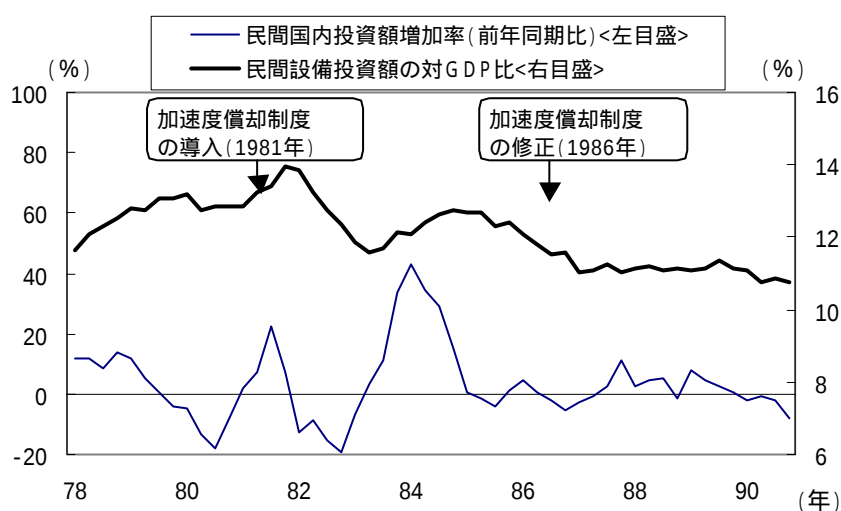
- ・ 制度導入直後には設備投資は減少したが、83 年以降は投資拡大へ（次頁図表 16）
……設備投資の増加が政策効果によるものか景気循環によるものか判然としない。
……高金利と不況で企業が投資税制改革の恩恵を享受できなかった可能性もある。
- ・ 投資効率を向上させ長期成長率を約 1 % 引き上げたとの積極的評価がみられる（Hickman-Coen など）
- ・ 一方、資産別の税率と設備投資の動きに相関関係は確認できないとの分析結果もある（B・Bothworth）

⁶ 赤字企業が購入した設備を黒字企業に売却し、その赤字企業が売却先の黒字企業からのリースにより設備を利用した場合、黒字企業に税額控除を認める措置。設備の売却益が赤字企業に還流することで減税効果をもたらすもの。

< 指摘された問題点 >

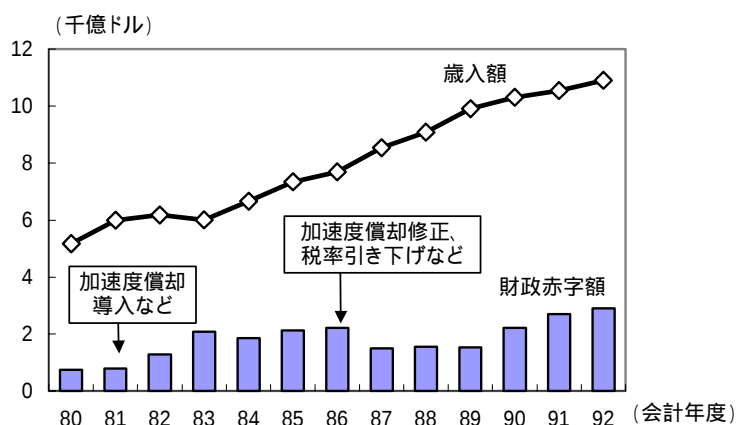
- ・ 著しく早い償却速度……経済的減価ペースが無視されている。
- ・ 固定資産を多く所有する大企業には有利ながら、恩恵を受けない企業（赤字企業や新興企業など）との間で租税負担の不公平が生じた。
- ・ 経済的耐用年数が短いハイテク機器などに相対的に不利な税制となった。
- ・ 実効税率が極度に低下→タックスシェルター⁷の問題も生じた。
- ・ 法人税の減収などにより財政赤字が急速に拡大（図表 17）。

図表 16 米国の 80 年代の税制改正と投資活動



（資料）米国商務省。

図表 17 米国の 80 年代の税制改正と財政赤字



（注）統合予算ベース。

（資料）米大統領経済報告。

⁷ 法人税負担の軽減をねらった租税回避行為。

レーガン政権による投資税制改革（1986年）

1986年の税制改革は、81年の税制改革の反省に立って行なわれたものである。基本理念は簡素・中立的な税体系を目指すもので、特定産業への優遇措置（税額控除など）が廃され、極端な加速度償却も緩和された。このため租税支出額（税負担軽減額）が減少し（次頁図表18）、税負担が重くなる企業も出た。一方で税率の引き下げ等が実施されたことから改革全体としてはほぼ増減税中立を維持。81年のような大幅な減税措置ではなかったが、「広く・薄い」税制を構築したものであるとして81年の改革より86年の改革を評価する見方が一般的である。

1986年税制改革法（*Tax Reform Act of 1986*）

- ・簡素、中立な税体系を目指すもの～特定産業への優遇は廃止
 - ……法人税負担は増加したが、全体としては歳入中立。
 - ……加速度償却制度の問題点に対処するもの。
- ・課税ベースの拡大：各種租税優遇措置（投資税額控除、貸倒引当金の課税ベースからの控除など）の廃止（→税収の増収要因）
- ・法人税率の引き下げ・法人税率段階区分の簡素化
 - ……5区分（15%、18%、30%、40%、46%）→3区分（15%、25%、34%）
- ・減価償却ペースを緩和させるための措置（修正ACRS）
 - ……償却期間を全体として長期化（とくに不動産）
 - （区分）4区分（3～18年）→8区分（3～31.5年）
 - （事例）自動車：3年→5年、主たる産業機械：5年→7年
 - ……実効税率は上昇したが、ACRS導入前よりは低水準。

< 86年の改革に対する評価 >

- ・全体として設備投資に関わる税負担は増加したが、設備投資は必ずしも落ち込まなかった。
- ・経済的に中立な税制にシフトしたことにより、資産別・業種別の実効税率格差が縮小した。
- ・重厚長大産業から新規産業への産業構造シフトを後押しする結果となった（税制改革に際しては重厚長大産業からの反発は当然強かったが）。
- ・タックスシェルターの問題を解消する効果があった。

図表 18 1986 年税制改革による税収変化（租税支出額の変化）

	租税支出額（税負担軽減額）：億ドル		
	税制改革前	税制改革後	減少額
投資税額控除：原則廃止	386	16	370
加速度減価償却（設備）：縮小	239	165	74
加速度減価償却（建物）：縮小	129	69	60

（資料）米議会予算局

レーガン投資税制改革のわが国への示唆

以上のレーガン政権の 2 度の税制改革の概要とこれを巡る議論の整理から、わが国の税制改革に与える示唆をまとめると以下になるのではないだろうか。

まず、業種別や資産別に過度な加速度償却や税額控除を施すと、優遇措置を受けられる企業とそうでない企業の間で格差が発生する。税制が産業構造変化を歪めてしまう可能性がある。もちろん特定の産業分野を振興する政策意図により、あえて中立性を崩す税制を仕組む選択もあり得るが、長い目でみて経済活動の本来的な展開を阻害する要因となりうることは否定できない。

このため、投資減税措置による当初の投資インセンティブ効果は期待されるが、措置が長期に渡れば産業構造変化を歪める弊害が大きくなることに留意すべきである。対応として誘導的な投資減税には時限性を付す必要がある。

また、米国の加速度償却の導入は、インフレによる償却不足（取得価額が物価に連動しないことによるもの）への対処という面があったことも理解しておきたい。

大規模な投資減税は、税収に与える影響も大きい。米国では、81 年における改革の後税収の減少と軍事費等の歳出増加から財政赤字が大きく拡大した。一方で、設備投資が税制改革によって活発化したかどうかについては、議論が分かれている。一度大規模な減税を行なってしまうと、元に戻すことは政治的に容易ではない。実際に 86 年の税制改革に当たっては、税負担が大きくなる産業界の抵抗がみられた。

わが国の現在の財政状況は、同様に財政赤字に苦しんだ 80 年代の米国と比べても、さらに厳しい状況となっている。投資に関わる税制の枠組みに不備があれば、その問題点を改めることは不可欠であるが、景気対策として目先の投資刺激を図ることは、本来の改革とは分けて考えるべきであるし、財政事情への配慮は軽視されてはならない。

4 . 設備投資に関わる税制の在り方

税制改革を巡る議論が佳境を迎えている。経済財政諮問会議と政府税制調査会は6月に税制改革の基本方針をとりまとめた。法人課税についても、外形標準課税を導入するか、IT（情報技術）分野の投資減税を実施するか、さらには基本税率の引き下げにまで踏み込むかといった検討課題を中心に、この秋に向けて詳細を詰めていく段階にある。

この章では、こうした議論を踏まえつつ、前章までの考察をとりまとめることにより、設備投資に関する税制について改革の方向性を示したい。

（１）投資税制・税負担軽減策に対する考え方

課税の基本的理念と投資促進税制措置の意義・効果

今回の税制改革を巡る議論では、従来政府税制調査会などが示してきた「公平・中立・簡素」という租税の原則に対し、経済財政諮問会議が「公正・活力・簡素」という考え方を対置させている。税制が「活力」を制約するものであってはならないが、前章でみたように、産業構造変化に与える歪みを可能な限り小さくするという意味で「中立」を含む従来の原則は基本的には妥当であると考えられる。例えば、租税特別措置の整理・縮小は改革の方向性として求められる。

租税特別措置は政策的に投資を（特定の目的・分野）に誘導するもので、本来的にはあえて「中立」を崩すものともいえる。減税を行なう場合にも、対象を制限するよりは、広く一般的な措置とすることが望ましい。また、既存の租税特別措置の整理と一体で行なうべきであろう。

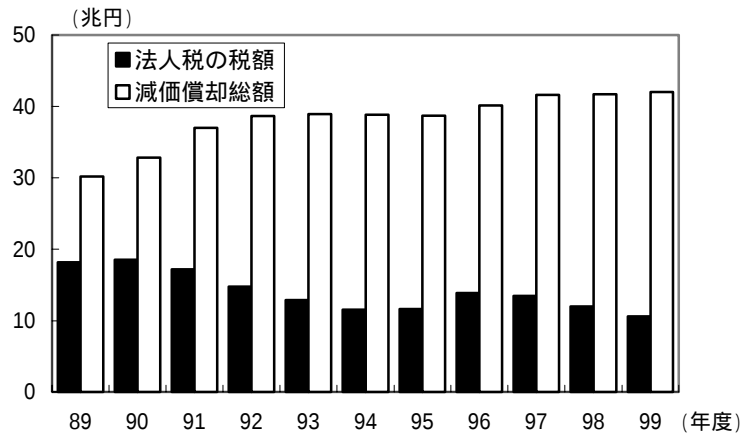
一方、税制措置による投資促進効果については、過去の経験を踏まえるとマクロ的には限定的な効果にとどまる可能性も否定できない。需要拡大期待が弱い現状で、投資のコスト面への働きかけには過大な期待はできない。

経済活性化と財政再建を両立させる法人課税の視点

現下の厳しい経済情勢を受けて、議論としては経済活性化のための投資減税を求める声が強い。そして、「活力」を引き出す税制への要望が高まっている。

一方で、財政状況はすでに危機的状況にあるともいえ、減税に踏み切る場合は財源の問題を無視できない。すでに、特別償却の拡大などから設備投資が低調ななかでも減価償却費は漸増し税収を減少させる要因として働いている。企業収益の落ち込みと税率の引き下げもあってこの10年間法人税収は減少方向を続けている（図表19）。

図表 19 減価償却費総額と法人税収



(資料) 国税庁統計年報。

わが国は財政を再建しなければならない立場の国であるという認識は不可欠である。景気が持ち直した局面でも増税には抵抗が大きい。また将来の高成長に財政再建期待をかけるというのも不確実性が大きく、政策的なリスクは小さくない⁸。

欠損法人が多いなかでの投資減税の効果

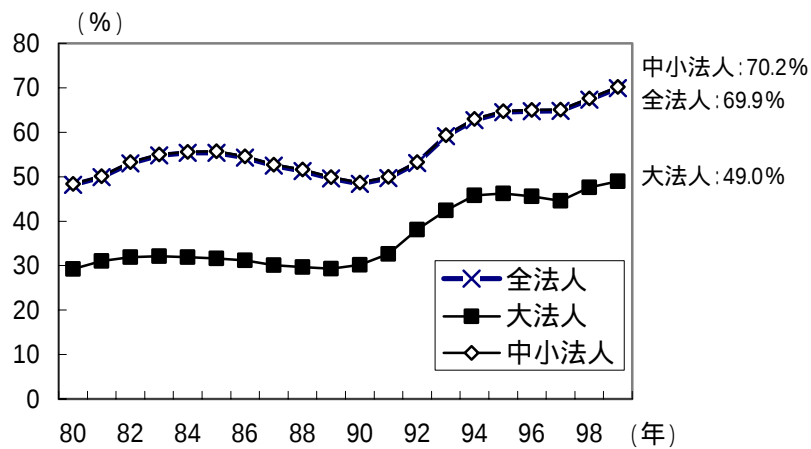
長期に渡る景気低迷の影響もあり、欠損法人数が増加している。全法人に占める欠損法人の割合は、1999年には69.9%（うち大企業49.0%、中小企業70.2%）に達している（次頁図表20）。

このような課税所得のない欠損法人には、投資減税の効果が及ばないことに留意する必要がある。このことはマクロ的な減税効果の制約要因となる。

また、投資減税措置は実態としては黒字法人への支援策となり、新規創業企業なども含め赤字企業を相対的に不利にするものともいえる。

⁸ 現在わが国は10兆円を超えるプライマリーバランスの赤字がある。自然増収のみを考えると、約50兆円の税収を1兆円増やすにも税収弾性値1.1（過去の長期的平均値）として名目成長率の1.8%の伸びが必要になる。減税の乗数効果は1を上回ることはないと考えられ（旧経済企画庁の経済モデルでは所得税減税の乗数効果は1年目が0.43、2年目が0.69、3年目が0.49となっている）減税で成長率を大きく引き上げるといった認識は妥当ではないと思われる。安定成長軌道に乗ってから財政再建に着手するというのも、これまでの景気循環を踏まえると現実的な想定ではない。

図表 20 欠損法人の割合



(注) 大法人は資本金 1 億円以上。中小法人は資本金 1 億円未満。

(資料) 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」により作成。

投資減税の手法についての論点（加速度償却と税額控除）

加速度償却や特別償却は課税を繰り延べるものであり、基本的には税収に中立的である。一方で、初年度に税負担軽減効果が大きいので、足下の景気対応としては有効であると判断される。

これに対して、税額控除は税負担の実質的削減効果をもつもので、税収は落ち込むことになる。わが国の厳しい財政事情を勘案すると、加速度償却や初年度特別償却で対応することが望ましいと考えられる。

(2) 景気対応の税制措置と税制改革

設備投資減税を求める要望・議論

景気は底入れしたとみられるものの経済情勢はいぜん厳しく、政府・与党内では追加デフレ対策がたびたび浮上している。税制についても、減税となる項目を先行実施する形をとって早期に具体化に持ち込みたいとの意向が表明されており、2003 年度予算編成に当たっても政策減税や法人課税の軽減による 1 兆円規模の減税実施が検討されている。与党からは以下のような税制措置要望も提示されている。

- ・ 贈与税の住宅取得資金特例の拡充（非課税枠を現行 550 万円から拡大）
- ・ 住宅ローン利子所得控除制度の拡充
- ・ 研究開発減税（研究開発費の増加額ではなく総額に基準を切り替え）
- ・ エンジェル税制の見直し（投資損失の他の所得との通算、繰越控除期間の延長など）

設備投資減税についても、経済団体、企業経営者を中心にその実施を求める声は強い（図表 21、図表 22）。加速度償却や投資税額控除などが挙げられているほか、IT（情報通信）分野に限った税制優遇措置の拡充も提案されている。また、研究開発用設備を新規取得した場合の即時償却制度導入を望む意見もある。

図表 21 経済団体の投資関連税制要望

日本経済団体連合会⁹

- ・ 投資額の一定割合を税額控除する制度の創設（分野の重点化）
- ・ 減価償却制度の見直し
減価償却資産耐用年数表の簡素化、耐用年数の短縮など。
- ・ IT 化対応税制の整備
個人・中小企業の IT 関連投資への支援措置、ソフトウェアの償却期間短縮。

（資料）経済団体連合会「抜本的税制改革のあり方について」（2002.2.19）

日本経済団体連合会「税制抜本改革の断行を求める」（2002.6.10）

日本商工会議所

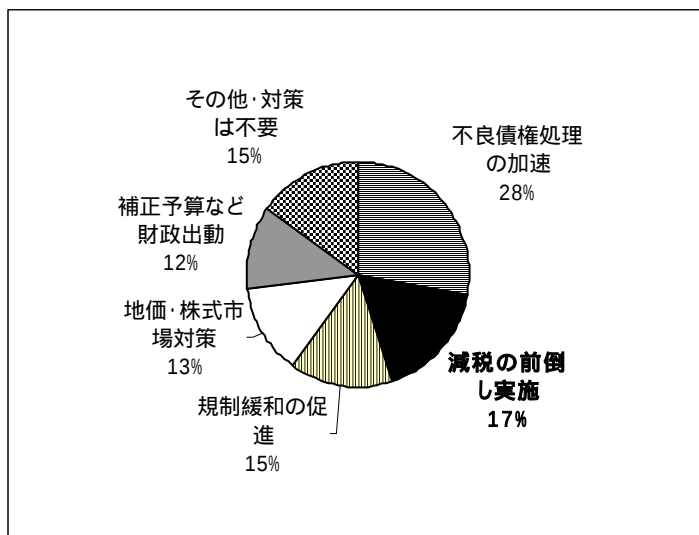
- ・ 中小企業投資促進税制の拡充
税額控除率（現行 7 %）の引き上げ、特別償却率（現行 30 %）の引き上げ。
- ・ 投資額の一定割合を税額控除する制度の創設

（資料）日本商工会議所「税制抜本改革に関する意見」（2002.4.18）

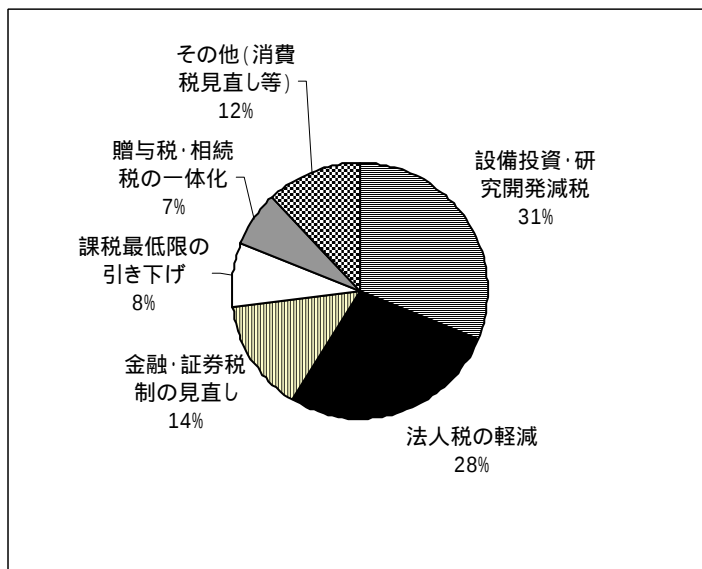
⁹ 経済団体連合会と日本経営者団体連盟が本年 5 月 28 日に統合して設立された。

図表 22 主要企業経営者のデフレ対策・税制改革に対する見方

< デフレ対策として最も必要な政策 >



< 税制改革の優先課題 >



(資料) 朝日新聞(2002年4月21日)「主要企業100社アンケート」により作成。

減税に対する要望はこのように根強いが、抜本的な税制改革の議論と景気対策とは本来分けて考えられるべきものであろう。例えば設備投資減税策は新たな租税特別措置を追加することになりかねないし、特定分野を優遇するような施策を取るのであれば産業構造変化に歪みを与える懸念もある。こうした施策は、これまで述べてきたような中長期的な投資関連税制の改革の方向性と整合しない面があろう。

設備投資に関わる税制改革として減価償却制度を見直すこと（償却期間の短縮や償却限度額の引き上げ）によって、設備投資を促進する効果も得られるとみられ、こうした制度改革をまず重点とすべきであると考ええる。それでもなお景気対応の減税措置を講じる必要があるれば、改革の方向性と整合するように、分野を特定せず、時限的な措置（「サンセット型」減税）として、かつ財政事情に配慮しつつ（他の税による代替的な財源確保、他の租税特別措置の整理、歳出削減など）実施する必要があるだろう。

税制改革の基本的方向に対する評価

経済財政諮問会議における議論などから、税制改革の基本的方向の大枠を整理すると、図表 23 に示すようになる。法人課税に関するものとして、地方の法人課税に外形標準を導入し実効税率を引き下げる方向が示されている。実効税率の引き下げは法人の税負担を軽減するものとして評価する見方が多いが、外形標準課税により税負担が重くなる企業もあり、反対も強いと考えられる。外形標準課税の導入は時期を慎重に選ぶことが求められるが、減価償却制度の改革を先行あるいは並行させて実施することで税負担増を緩和させていくことが有効ではなかろうか。

図表 23 税制改革の基本的方向

- 税制改革期間：2003 年度～2006 年度
- 基本理念：経済社会の「活力」を最重視、減税財源は国債に依存せず
- 配偶者特別控除、特定扶養控除等の簡素化、集約化
- 法人課税の実行税率の引き下げ、外形標準課税の導入
- 研究開発減税、投資減税の重点化
- 消費税の免税点制度等の見直し
- 相続税の見直し
- 最高税率の引き下げ、控除の見直し、生前贈与の円滑化

（資料）経済財政諮問会議など。

5．まとめ～求められる投資税制の改革

これまでの考察結果を踏まえ、以下のように設備投資関連税制の改革の方向性を提言したい。

減価償却制度の改善を実施すべき

- 減価償却資産の耐用年数の一段の短期化を図る必要がある。

米国などと比べて遅めとなっている償却ペースを早める。製品寿命の短期化やわが国における既存設備の老朽化の進行にも対応できる。ただし資産別に差別化を強めるのではなく、中立性や経済的減耗ペースに配慮することは重要である。81年の米国の税制改革にみられるような経済的資本減耗度を著しく逸脱するような償却年数を設定することは避けるべきであると考えられる。

- 償却限度額を引き上げる：現行 95% → 実質全額（備忘価格まで）。

わが国の減価償却資産の償却限度額は、取得価額の 95% までとなっており、主要国では異例の状況にある。償却限度額を引き上げ、実質的に取得価額全額（備忘価格を残すまで）が償却できるようにすべきであると考えられる。

これらは償却制度の見直しではあるが、減価償却の増額・前倒しによる税負担の軽減・繰り延べ効果で投資促進にも資することが期待される。

租税特別措置は整理・縮小の方向に

租税特別措置による特定分野や特定資産への投資誘導は、政策的な効果が得られたとしても産業構造変化を歪めるといった副作用がある。一方で、過去の実績をみるとマクロ的には必ずしも期待通りの投資拡大に結びついてこなかった面もある。

多くの措置が導入され、その後見直しが十分になされぬままに積み重なってきたことで措置の重複、複雑化の問題も生じている。税制改革の方向として、租税特別措置は整理・縮小させていくことを原則とすべきである。

租税特別措置による投資減税（景気対応）は時限的なものに

ただし現下の厳しい景気情勢下で、残された政策の選択肢として景気対応の投資減税を否定するものではない。設備投資需要を引き出す一助として初年度特別償却などの投資減税を行なう手法は考えられる。ただし、上に示したように、特定分野に誘導しない方法が望ましい。一般的な投資減税を基本とすべきであろう。

また厳しい財政事情を踏まえ、また租税特別措置の整理・縮小と整合性を保つという意味で、投資減税には時限性をもたせる必要がある。１～２年程度を目処として失効する「サンセット型」の措置とすることが求められる。

財政再建へ向けた配慮も

税制改革を進めるに当たっても、財政再建に向けた配慮は不可欠である。減価償却制度の見直しは、租税特別措置の整理・縮小と併せて歳入を中立にするか、歳出の見直しで財政赤字を拡大させないよう図る必要がある。景気対応の投資減税を実施する場合においても、税額控除ではなく初年度特別償却を用い、歳出見直しと一体化して措置すべきであろう。

< 参考文献 >

- 跡田直澄（編著）『企業税制改革：実証分析と政策提言』日本評論社、2000年6月10日
- 中小企業庁『中小企業白書』（各年版）
- 中小企業庁『中小企業施策総覧』（各年版）
- 井堀利宏『要説：日本の財政・税制』税務経理協会、2002年1月15日
- 池田篤彦（編）『図説日本の税制』財経詳報社、2001年7月23日
- 伊藤公哉『アメリカ連邦税法』中央経済社、2001年8月1日
- 橋本恭之『税制改革シミュレーション入門』税務経理協会、2001年9月10日
- 川田剛（編）『海外税制参考資料集』日本租税研究協会、2001年8月
- 経済産業省経済産業政策局企業行動課（編）『日本新生のための税制改革戦略』経済産業調査会、2001年8月10日
- 経済産業省経済産業政策局企業行動課（編）『産業税制ハンドブック』経済産業調査会、2001年10月10日
- 経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革の基本方針」（2002年6月）
- 内閣府政策統括官『世界経済の潮流（2002年春）』、2002年5月
- 成田修身「アメリカにおける政治経済の変化と減価償却制度の特質」（日本大学商学集志第64巻第4号、1995年3月）
- 西野万里『法人税の経済分析』東洋経済新報社、1998年4月30日
- 小山内一木「アメリカ税務減価償却制度」（日本大学商学論叢、1996年5月）
- 政府税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」（2002年6月）他各種資料
- 島田晴雄・山口光秀（編）『アメリカ財政と世界経済』東洋経済新報社、1997年4月25日
- 白須信弘『アメリカ法人税法詳解』中央経済社、2002年4月1日
- 菅原計「フランスにおける法人所得課税制度の特質」（東洋大学経営論集第44号、1997年2月）
- 田近栄治・油井雄二『日本の企業課税』東洋経済新報社、2000年1月26日
- 高橋利雄『日米の税制改革と租税論の展開』勁草書房、1994年1月30日
- 綱辰彦「わが国の所得税法等における租税政策」（長崎県立大学論集第31巻第3号、2000年1月）
- 渡辺淑夫『基本法人税法』税務経理協会、2001年8月25日
- 山田彰宏『減価償却資産の耐用年数表』税務研究会出版局、2001年11月20日
- 山本守之『検証：法人税改革』税務経理協会、1997年7月10日
- 山内進『租税特別措置と産業成長』税務経理協会、1999年2月20日
- 財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報（租税特集）」（各年版）

Bothworth.B ' Taxes and the Investment Recovery ' Brookings Papers on Economic Activity (1985)

Gomme.P ' Evaluating the Macroeconomic Effects of a Temporary Investment Tax Credit ' Federal Reserve Bank of Cleveland (2002)

OECD " Tax Expenditures, Recent Experiences " (1996)